

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1140号

2022年（令和4年）7月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

母子保健事業の推進に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）6月24日付けで諮問（第1140号）された母子保健事業の推進に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視（以下、「警察」という。）から、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査のため、健康づくり課で保有する児童及び家族の個人情報の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、警察に健康づくり課が保有している個人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する資料

##### (ア) 「保健指導記録票」の写し

把握年月日、把握契機、種別、児童名、生年月日、緊急連絡先、住

所、病名、医療機関、家族構成、続柄、家族の氏名・続柄・生年月日・健康状態・サポート状況、職業等、生活環境、サービス利用状況、既往歴及び現病歴、生育歴・生活歴、ジェノグラム、関係機関とのかかわり、保健指導計画・支援方針、終結年月日、日時・方法、目的・訪問時状況等

(イ) 「妊娠届出書」の写し

母子手帳番号、妊娠届出日、妊婦(本人)について、氏名、職業、電話番号、生年月日、居住地、妊娠週数、出産予定日、妊娠回数、出産回数、今回の妊娠で診断または保健指導をした医療機関名もしくは医師・助産師名、今回の妊娠で受けた性病検査・結核検査、現在通院中の病気・過去に治療した病気、母子保健アンケート、家族構成、婚姻形態、妊娠を知った時の気持ち、子どもの頃から愛情を受けて育った実感、現在の仕事・産後の就労予定、嗜好、妊娠中の相談者、出産後の支援環境、妊娠中または出産後の困り感・不安感、今回の妊娠の不妊治療の有無、相談の有無

(ウ) 「乳幼児健康診査票」の写し

子の氏名、住所、生年月日、電話番号、保護者指名、家族構成、昼間の保育者、妊娠中の状況、分娩時の状況、出生時の状況、現在までの発達状況、受けた予防接種、受けた健康診査、お子さんの身体や発育の状況、お子さんの日々の生活、保護者について、本日の健診で相談したいこと、体重・身長・胸囲・頭囲、診察所見、内科診察所見・結果、歯科診察所見、相談 歯科・栄養・生活・心理、健やか親子第2次アンケート項目

(エ) 「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業訪問指導票」の写し

訪問日、訪問者、児氏名、生年月日、月齢、母氏名、生年月日、訪問先住所、電話番号、家族状況、住環境、母の既往現病歴、出産までの経過、妊娠の経過、出産の状況、退院時の状況、1 か月児健診結果、出生から訪問までの特記事項、検査、児の状況、母の状況、指導内容、特記事項、今後の方針、理由、記入者・確認者、育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票

(オ) 「所内・電話相談記録」の写し

相談年月日、種別、受付者、氏名、生年月日、性別、相談者、住所、把握契機、相談目的、相談内容、指導内容、結果、備考

(カ) 「周産期医療機関母子保健連絡票」の写し

母の氏名、妊娠週数、職業、児の氏名、出産日、住所、連絡先、経過、支援が必要な内容、児の状態、家族・生活状況、家族構成、医療機関名・住所・電話、記載者、記載年月日

(キ) 「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議記録」の写し

対象者児氏名・性別・生年月日・対象種別・家族構成・保護者氏名・

続柄・生年月日・対象種別・字名、開催趣旨、状況・経過等、検討事項、今後の方針、健康づくり課今後の関わり、今後の方針、ランク、主たる援助機関、出席者

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署長司法警察員警視

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(7) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る依頼は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくもので、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」となっており、必要な資料の請求権を認めたものがあるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した警察によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、照会元に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死亡した児童の関係者である。他の関係機関から提出された資料と整合性を図るため提供をお願いしたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、母子保健事業における支援対象の児童および母等に関する個人情報であり、ほかに代替手段が想定し難いものである。

また死亡した児童についての捜査に協力することにより、事実関係や死亡原因を明らかにし、必要に応じた再発防止策の検討に資するものとする。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるように伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを警察に確認した。

以上のことから、本人に通知しないことについて、合理的理由があると

認められることから、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 保健指導記録票（母子）（書式）
- ウ 妊娠届出書（書式）
- エ 乳幼児健康診査票（書式）
- オ 藤沢市こんにちは赤ちゃん事業訪問指導票（書式）
- カ 所内・電話相談記録（書式）
- キ 周産期医療機関母子保健連絡票（書式）
- ク 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議記録（書式）
- ケ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のと  
おりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署長司法警察員  
警視によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、  
照会元に問い合わせたところ、次のように述べている。

捜査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は、捜査中の死  
亡した児童の関係者である。他の関係機関から提出された資料と整合性を  
図るため提供をお願いしたい。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、  
母子保健事業における支援対象の児童および母等に関する個人情報であ  
り、ほかの代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性がある  
と認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由  
について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あ  
らかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件  
に係る目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合  
には、当該捜査の遂行に支障が生じることを神奈川県藤沢北警察署長司法警察  
員警視に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本  
人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上